

# 成蹊大学櫛祭本部罰則施行細則

成蹊大学櫛祭本部

2018年度（第57回）

- 第1章 総則
- 第2章 酒・泥酔者
- 第3章 喧嘩
- 第4章 学園周辺における駐車違反
- 第5章 時間制限
- 第6章 物品
- 第7章 展示参加
- 第8章 模擬店参加
- 第9章 展示・模擬店両方参加
- 第10章 補則

## 第1章 総則

第1条 当細則は、成蹊大学櫛祭本部規約（以下規約）を補足するものとする。

第2条 櫛祭に参加する全ての団体は、その団体が使用する展示教室（控え室を含む）・模擬店の場所について、あらゆる責任を負うものとする。

## 第2条 酒・泥酔者

第3条 泥酔者に対し救急車の要請等が必要であると判断される場合(暴力行為・意識不明・体調不良等)、その泥酔者の所属団体には本祭期間中に次の罰則を課すものとし、その泥酔者の所属団体には次年度の櫛祭参加を認めないものとする。

- 1) 準備日の場合 本祭2日間の活動停止
- 2) 初日の場合 2日目の活動停止

第4条 本祭期間中、学園内において櫛祭本部が指定した酒類以外のビール・発泡酒・ビールテイスト飲料を飲むことや販売・持ち込みを行った団体は、今年度の本祭活動を停止する等の処置をとるものとする。

第5条 アルコールパスポートをつけていない者への酒類の販売を禁止する。また、アルコールパスポートをつけていない者への酒類の販売した団体は、今年度の本祭活動を停止する等の処置をとるものとする。コール・一气飲み等による飲酒をした団体についても同様とする。

### 第3章 喧嘩

第6条 喧嘩の当事者が櫛祭参加団体に所属する者である場合、その者の所属する団体には翌日以降の活動は認めない。また、次年度の櫛祭参加も認めないこととする。

第7条 喧嘩の当事者が櫛祭に参加していない団体に属している場合、その団体には次年度の櫛祭参加を認めないこととする。

### 第4章 学園周辺における駐車違反

第8条 駐車違反の車があった場合にはレッカー移動などの処置をとることがある。

第9条 駐車違反の様態が悪質な場合（例 近隣住民より苦情などが再三にわたる場合、3時間以上同じ場所への駐車の場合等）違反車両の持ち主に何らかの罰則を課すことがある。

### 第5章 時間制限

第10条 参加団体は、模擬店営業時間及び音出し時間、退出時間の21時を厳守し、復旧日の退出時間は、模擬店参加団体が15時、展示参加団体が13時までとする。

第11条 音出しの時刻は、屋外は16時30分、屋内は20時までとする。

第12条 本部の注意があつたにもかかわらず、上記の時間を守らない団体については次年度の櫛祭参加を認めないものとする。

### 第6章 物品

第13条 物品などを破壊した場合には、自らの責任において相当金額の弁償を課すものとする。

### 第7章 展示参加

第14条 本部規約第四十六条にある決算報告を提出しなかった団体については、展示援助金の支給を行わないこととする。

第15条 当細則に該当する行為が認められた団体については、次年度の櫛祭参加の可否を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

## 第8章 模擬店参加

第16条 本部規約第三十九条により2団体以上で模擬店の共同営業を行う団体を含め同四十条が守られなかった場合、以下の罰則を課すものとする。

- 1) 模擬店の即時営業停止
- 2) 全当該団体の次年度の櫛祭参加禁止

第17条 本部規約第五十条による決算報告提出の要求に対し、これを怠った団体については、次年度の模擬店参加を認めないこととする。

第18条 当細則に該当する行為が認められた団体については、次年度の櫛祭参加の可否を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

## 第9章 展示・模擬店両方参加

第19条 展示・模擬店の両方に参加する団体に対して、当細則に該当する行為が認められた場合、次年度の櫛祭参加の可否を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

## 第10章 補則

第20条 上記以外のもので特に罰則の適用が必要であると判断される場合、本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

第21条 近隣や来場者への迷惑行為についても前項と同様とする。

第22条 その他、総責任者会議において配布する資料中に掲げる罰則規定についても、当細則と同様の拘束力を持つものとする。

『成蹊大学櫛祭本部罰則施行細則』

制定日：不 明

### ■改正年月日

第56回(委員長：神 幸弥)平成29年4月7日

第57回(委員長：濱本 慶太)平成30年4月24日